

建築物石綿含有建材調査者講習について

事前調査とは？

事業者は、建築物、工作物又は鋼製の船舶の解体又は改修（封じ込め又は囲い込みを含む。）の作業（以下「解体等の作業」という。）を行うときは、石綿による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、当該建築物、工作物又は船舶（それぞれ解体等の作業に係る部分に限る。）について、石綿等の使用の有無を調査（以下「事前調査」という。）しなければなりません（石綿則第3条）。

建築物とは？

「建築物」とは、全ての建築物をいい、建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備を含むものをいいます。

（令和2年10月28日付け基発1028第1号「石綿障害予防規則の解説について」より引用）

建築物の事前調査

令和5年10月1日以降着工の工事から、建築物の解体等の作業を行うときは、「建築物石綿含有建材調査者」、又は令和5年9月30日までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者による事前調査を行う必要があります。

建築物石綿含有建材調査者の資格を取得するには

建築物石綿含有建材調査者の資格を取得するには、建築物石綿含有建材調査者講習を受講し、修了する必要があります。

※建築物石綿含有建材調査者の種類

1 一般建築物石綿含有建材調査者

一般建築物石綿含有建材調査者に係る講習を修了した者で、全ての建築物の調査を行う資格

2 一戸建て等石綿含有建材調査者

一戸建て住宅および共同住宅の内部に限った調査（共有部分は除く）を行う資格

3 特定建築物石綿含有建材調査者

一般建築物石綿含有建材調査者の講習内容に加えて、実地研修や、口述試験を追加したもので、全ての建築物の調査を行う資格

※「工作物」とは？

建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものの全てをいい、例えば、煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等、建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター等又は製造若しくは発電等に関連する反応槽、貯蔵設備、発電設備、焼却設備等及びこれらの間を接続する配管等の設備等がある。

なお、建築物内に設置されたエレベーターについては、かご等は工作物であるが、昇降路の壁面は建築物である。

（令和8年1月1日以降着工の工事から工作物石綿事前調査者による調査が必要）

建築物石綿含有建材調査者講習(一般)

《出張講習 湘南電設協同組合 様》

実施計画の細目2026

会場	日程	コース	時間	講習内容	講師
湘南電設業協同組合 事務所	4月16日 (木)	Aコース Bコース	9:20~9:25	オリエンテーション	(公社)神奈川労務安全衛生協会
			9:25~10:25 (1H)	建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1	協会専任講師 清水 俊貴
			10:35~11:35 (1H)	建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2	
			12:20~16:45 (4H+休憩25分)	石綿含有建材の建築図面調査	
	4月17日 (金)		9:20~14:25 (4H+休憩20分+昼休憩45分)	現場調査の実際と留意点	協会専任講師 清水 俊貴
			14:35~15:35 (1H)	建築物石綿含有建材調査報告書の作成	
			15:45~17:15 (1.5H)	修了考査(筆記試験)	(公社)神奈川労務安全衛生協会

4月分

建築物石綿含有建材調査者講習Aコース申込書

会員番号	
開講日	8年4月16日

※印欄は記入しないこと

※ 受講No.	フリガナ 氏名	生年月日 (西暦)	(〒番号は必ず記入して下さい) 現住所	受講資格
		年 月 日	〒 -	1

請求情報

内容	単価
建築物石綿含有建材調査者講習Aコース受講料 (石綿含有建材調査者テキスト代・2日間お弁当代含)	48,000

振込先情報

支払い方法	どちらかに <input checked="" type="checkbox"/>
横浜銀行 平塚支店 普通 6281714	
組合 持参	
振込名が違う場合の名称	
支払い予定日	年 月 日

協会記入欄

※ 申込番号	
-----------	--

合計金額 (消費税込み)

振込手数料は貴社で
ご負担をお願いします。

ご注意；2017年4月1日より「安衛法」改正により本籍地の記入が不要になりました。ただし「本人確認」が可能な証明書等（詳細下記参照）を提示して頂きます。

本人確認可能な証明書等とは次のものとなります。①国の法律に定められた免許証（自動車運転免許証、衛生管理者免許証等）②住民基本台帳（住基カード）・マイナンバーカード・住民票・戸籍抄本（謄本）③健康保険被保険者証（健康保険証）④パスポート（旅券）⑤学生証・卒業証明書⑥外国人登録証明書、在留カード、特別永住者証明書⑦2016年2月1日以降に交付された当協会発行技能講習修了証⑧ 同 再交付技能講習修了証。

受講資格（注：受講資格の修了証コピーを添付して下さい）	会社名
1.労働安全衛生法別表第十八第二十三号に掲げる石綿作業主任者技能講習を修了した者	所在地 〒 -

西暦 年 月 日

公益社団法人 神奈川労働安全衛生協会 殿

担当者所属・氏名

TEL (

メールアドレス

ご記入いただきました個人情報は講習会のみ使用させていただきます。

4月分

建築物石綿含有建材調査者講習
Bコース申込書

会員番号	
開講日	8年4月16日

※印欄は記入しないこと

※ 受講No.	フリガナ 氏名	生年月日 (西暦)	(〒番号は必ず記入して下さい) 現住所	受講資格 (番号記入)	従事期間(西暦)
		年 月 日	〒 -		年 月 日 ~ 年 月 日

請求情報

内容	単価
建築物石綿含有建材調査者講習Bコース受講料 (石綿含有建材調査者テキスト代・2日間お弁当代含む)	50,000

振込先情報

支払い方法 <small>どちらかに</small>	<input checked="" type="checkbox"/>
横浜銀行 平塚支店 普通 6281714	
組合 持参	

協会記入欄

※ 申込番号	
-----------	--

合計金額(消費税込み)

振込手数料は貴社で
ご負担をお願いします。

振込名が違う場合の名称	
-------------	--

ご注意; 2017年4月1日より「安衛法」改正により本籍地の記入が不要になりました。ただし「本人確認」が可能な証明書等(詳細下記参照)を提示して頂きます。

本人確認可能な証明書等とは次のものとなります。①国の法律に定められた免許証(自動車運転免許証、衛生管理者免許証等)②住民基本台帳(住基カード)・マイナンバーカード・住民票・戸籍抄本(謄本)③健康保険被保険者証(健康保険証)④パスポート(旅券)⑤学生証・卒業証明書⑥外国人登録証明書、在留カード、特別永住者証明書⑦2016年2月1日以降に交付された当協会発行技能講習修了証⑧ 同 再交付技能講習修了証。

※。該当する受講番号の記入と資格書類の
提出が必要となります。

西暦 年 月 日

益社団法人 神奈川労務安全衛生協会 屏

★受講資格、従事期間を必ずご記入の上、社印又は事業者職印を
押印してください。

会社名 _____

※「代表者の役職名と氏名」は、各事業場の代表者(社長・工場長・
支店長等)を記載願います。なお、個人印では事業者証明として
受け取れませんのでご注意ください。

所 在 地 _____

代表者役職名・氏名 _____

担当者所属・氏名 _____

TEL (_____) _____

ご記入いただきました個人情報は講習会のみ使用させていただきます。メールアドレス _____



＜受講資格「1」の方はAコースの受講が可能です＞

※受講資格「1」の場合は修了証のコピーを添付すること、「2」から「5」の場合は学校の卒業証明書(原本)を添付すること
受講資格

1	労働安全衛生法別表第十八第二十三号に掲げる 石綿作業主任者技能講習を修了した者
2	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、 建築に関して二年以上の実務の経験を有する者
3	学校教育法による短期大学(修業年限が三年であるものに限り、同法による専門職大学の三年の前期課程を含む。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。4において同じ。)、 建築に関して三年以上の実務の経験を有する者
4	学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、 建築に関して四年以上の実務の経験を有する者 (3に該当する者を除く。)
5	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、 建築に関して七年以上の実務の経験を有する者
6	建築に関して十一年以上の実務の経験を有する者
7	労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第百八号)による改正前の労働安全衛生法別表第十八第二十二号に掲げる 特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して五年以上の実務の経験を有する者
8	建築行政に関して二年以上の実務の経験を有する者
9	環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関して二年以上の実務の経験を有する者
10	労働安全衛生法第九十三条第一項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者
11	労働基準監督官として 二年以上その職務に従事した経験を有する者

※証明印を必ず押して下さい。
 ※受講資格、従事期間は必ず記入して下さい。

※個人事業主の方は役職に代表取締役と記入して下さい。

建築物石綿含有建材調査者講習 Bコース 受講資格

- ・建築物石綿含有建材調査者講習の受講には下表 1～11のいずれかの受講資格が必要です。
受講資格が満たされていない場合は講習を受けることができません。
- ※受講資格「1」の場合は修了証のコピーを添付、「2」から「5」の場合は学校の卒業証書のコピー、
又は卒業証明書（原本）を添付ください。
- ・申込書に「受講資格番号」「従事期間」「会社名」「代表者役職名・氏名」等必要事項をご記入の上、
社印又は事業者職印を押印してください。
- ※「代表者の役職名と氏名」は、各事業場の代表者名(社長・工場長・支店長等)をご記入願います。
なお、個人印では事業者証明として受け取れませんのでご注意ください。

資格番号	受講資格
1	労働安全衛生法別表第十八第二十三号に掲げる石綿作業主任者技能講習を修了した者 (Aコースの受講も可能)
2	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、 建築に関する正規の課程 又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、 建築に関して二年以上の実務の経験を有する者
3	学校教育法による短期大学(修業年限が三年であるものに限り、同法による専門職大学の三年の前期課程を含む。)において、 建築に関する正規の課程 又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。4において同じ。)、 建築に関して三年以上の実務の経験を有する者
4	学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、 建築に関する正規の課程 又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、 建築に関して四年以上の実務の経験を有する者 (3に該当する者を除く。)
5	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、 建築に関する正規の課程 又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、 建築に関して七年以上の実務の経験を有する者
6	建築に関して十一年以上の実務の経験を有する者
7	労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第百八号)による改正前の労働安全衛生法別表第十八第二十二号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、 建築物石綿含有建材調査に関して五年以上の実務の経験を有する者
8	建築行政に関して二年以上の実務の経験を有する者
9	環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関して 二年以上の実務の経験を有する者
10	労働安全衛生法第九十三条第一項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者
11	労働基準監督官として 二年以上その職務に従事した経験を有する者